

\* 労働保険を約束手形や先日付小切手などにより納付される事業主の皆様へ

委託証券1枚毎に、**取立手数料**が必要となります。

労働保険料を先日付の小切手や約束手形などの有価証券によって納付の委託をされる場合、受託した労働局、労働基準監督署は、その有価証券の取立て及び納付を、指定の金融機関に取扱手数料を支払って再委託することとなっています。

この取立手数料は納付の委託をされた方に、下記「取立手数料表」の区分によりご負担いただくこととなります。

つきましては、納付の委託をされる場合は、委託する有価証券1枚毎に必要な取立手数料を添えていただきますようお願いいたします。取立手数料が添えられていない有価証券につきましては、受託いたしかねます。

また、証券が労働保険料の法定納期限を超えた支払期日(又は振出日)の場合には、法定納期限を超えた期間に応じて延滞金が別途発生します。

取立手数料表

令和4年11月2日 現在 (税抜き)

		手 数 料 額		
		鳥取労働局 鳥取労働基準 監督署	米子労働基準 監督署	倉吉労働基準 監督署
電子交換所	手 形 小切手	400円		
※電子交換所の設立に伴い、原則、すべての手形・小切手の交換決済が電子交換所で行われるため、支払場所による区分が不要となりました。				
個別扱い	手 形 小切手	800円		
※電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など郵送対応が必要となるもの				
そ の 他	手 形 小切手	1,000円		
手形組戻料 不渡返却料				

(注) 取立手数料には別途消費税(10%)がかかります。今後、消費税率の変動等に伴い変更になる場合があります。